

一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し処分について

下記のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、令和 8 年 6 月 1 2 日付けで、道路運送法第 4 0 条の規定に基づく同法第 4 条の許可の取消し処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

- ・事業者名 : 株式会社 K C 交通
- ・住 所 : 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 6 0 9 番地 5
- ・代表者名 : 松田 美香

2. 処分内容

- ・一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し
- ・処 分 年 月 日 : 令和 8 年 6 月 1 2 日
- ・許可取消の効力発生日 : 令和 8 年 7 月 1 2 日

3. 違反行為の概要等

令和 8 年 1 月 2 3 日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、健康診断未受診による運行業務や点呼の実施違反等、合計 1 1 件の道路運送法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました（詳細は別紙参照）。

その結果、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け沖縄総合事務局長公示第 6 1 号、令和 7 年 3 月 2 7 日一部改正）（※） 6.（1）①の「累積点数 8 1 点以上」に該当。

（※）沖縄総合事務局運輸部 H P に掲載しています。

https://www.ogb.go.jp/nyu/gyousei/004155/nyu_gyousei_1

<問い合わせ先>

運輸部監査指導課 具志堅・友利・小谷
TEL 098-866-1837（直通）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年6月12日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社KC交通 沖縄県島尻郡南風原町字兼城609番地5
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県島尻郡南風原町字兼城609番地5
(4)	行政処分又は命令の内容	一般乗用旅客自動車運送事業の許可の取消し
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和8年1月23日に監査を実施したところ、11件の違反が確認された。 (1) 運転者の過労防止に関する措置を怠っていたこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項) (2) 運転者の健康状態の把握が不適切であったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項) (3) 点呼を全く実施していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項) (4) 乗務等の記録が一部不適切であったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項) (5) 乗務員台帳を作成していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項) (6) 乗務員台帳に一部記載漏れがあったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項) (7) 運転者に対する指導及び監督を実施していなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) (8) 高齢運転者に対する特別な指導をしていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) (9) 高齢運転者に対し適性診断を受診させていなかったこと。 (道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) (10) 社会保険等の未加入者がいたこと。 (道路運送法第30条第2項) (11) 営業報告書等の未提出があったこと。 (道路運送法第94条第1項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(当該営業所) 105点 (事業者) 130点